

【緊急】情報提供 乗合バスの運賃協議会って どうすればいいの？

加藤 博和(名古屋大学)
2023年11月21日

改正後の地域公共交通会議

地域公共交通会議		地域公共交通会議	
根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)	根拠	道路運送法施行規則 (第4条の2)
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域) 運賃・料金等に関する事項 自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する事項 等 	主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> 乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域) 自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 旅客から収受する対価に関する事項 等
対象	バス、タクシー、自家用有償旅客運送 市町村又は都道府県 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客	対象	変更なし
構成員	運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	構成員	変更なし
			法第9条第4項の協議会(協議運賃)
		根拠	道路運送法(第9条第4項)
		協議事項	運賃・料金等に関する事項
		対象	一般乗合旅客運送 市町村又は都道府県
		構成員	運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者

名古屋大学 加藤博和 2023/11/21

何が変わるの？
具体的にはどうしたらいいの？

1

道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)

道路運送法(昭和26年法律第183号)

【旧】
(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

第九条
4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、当該運送に係る運賃等について地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間の協議が調ったときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

【新】
(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金) **運賃を協議するための協議会を新たに設置・・・構成員は以下4者**

第九条
4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域)以下この項において「路線等」という。)に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等をその区域に含む市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は都道府県
- 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 **当該乗合事業者のみが参加**
- 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
- 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

公聴会の開催等が義務付け

名古屋大学 加藤博和 2023/11/21

4

2

要点

- 道路運送法第9条: **バス(乗合・貸切)・タクシーの運賃・料金に関する規定**
- 第9条第4項: **地域における乗合バスに関し、関係者が協議して変更できる規定(いわゆる協議運賃)**
- この協議の場が、**法改正前は地域公共交通会議(道路運送法施行規則第9条の3に基づく)だった**
 - 実には地域公共交通会議は、法律では「運賃を自由に変更できるようにするもの」と規定された、省令等によってほかの様々な事項についても弾力化・手続迅速化ができる機能が付与された
- **法改正で、第9条第4項に協議会の構成が詳しく規定された**
 - 従来の地域公共交通会議とは大きく異なる(限られたメンバー、非公開)
 - 第5項で「公聴会の開催、パブリックコメントの実施等、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置」の実施も規定

名古屋大学 加藤博和 2023/11/21

3

改正された理由

- もともと、**独占禁止法からみて、地域公共交通会議のような構成や手続（たくさんのメンバー、公開、広く意見を聞く機会が義務付けられていない）で運賃を変更することはまずかった**
 - 勝手に運賃が上がってしまうと消費者が困る？
 - 勝手に運賃が下がってしまうと労働者が困る？
- ※上記については、**知っていましたが、黙っていました(笑)**
- **今回の法改正で、タクシーや鉄道にも協議運賃の制度が導入され、地域公共交通会議制度だけではまずいことが広く知られるようになった**
- **そこで、運賃だけを協議する会議体を新設することにした**
 - 乗合バスは第9条第4項
 - タクシーは第9条の3第3項
 - 鉄道は鉄道事業法第16条第4項

対応方法、の前に

- 今回、「**運賃・料金に関する事項**」が地域公共交通会議の**協議事項から外れたこと**で、「**地域公共交通会議では運賃の話をしてはいけない！**？」と勘違いしていませんか？

<https://bizushiki.com/tougi> より

「協議」の意味

「ある問題を解決するために、関係者が話し合うこと。また、その話し合いのこと」(明鏡国語辞典より)

つまり、ある問題を解決するために複数人で協力して話し合うということであり、**結論を出すことを目的としています。**

「討議」の意味

「ある問題について互いに意見を述べ、論じ合うこと。また、ディスカッションのこと」という意味(明鏡国語辞典より)

ポイントは「論じ合うこと」。討議とは、議題について参加者が自由に意見を出し合い・話し合うことで、**必ずしもその中で結論を出すことを求めています。**

法第9条第4項の協議会について

法第9条第4項の協議会（協議運賃）

根拠	道路運送法（第9条第4項）
設置目的	従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独占禁止法に抵触しない形で協議を行うために設置する。
協議事項	地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議する。
対象	一般乗合旅客運送
構成員	市町村又は都道府県 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者
開催方法	独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定し、地域公共交通会議と連続して協議を行う場合でも、上記構成員以外の地域公共交通会議構成員を退室又は別室で行うなど十分注意する。対面による開催の他、書面による協議もできるものとする。



つまり・・・

- 地域公共交通会議において、運賃について**協議（議決）**はできないが、**討議（意見交換）**は何ら問題ない
- よって、運用としては、
 1. **地域交通法の協議会**: 地域公共交通網全体のおおまかな内容について、運賃も含め**協議**し、計画を策定（この段階では運賃の案が地域の中でまとまったに過ぎず、運輸局に運賃届出をするわけではない）
 2. **地域公共交通会議**: 具体的な路線・運行について、運賃も含めたサービス内容について**討議**
 3. **パブコメ等**: それらを広く意見募集
 4. **地域公共交通会議**: 意見募集結果も踏まえ、運賃も含めたサービス内容を**討議（議決しない）**し、運賃以外については**協議（議決）**
 5. **運賃協議会**: 運賃について**協議（議決）**。否決の場合、地域公共交通会議や法定協議会に差し戻す

協議(議決)事項について各自再考すべし!

- 国が地域公共交通会議・法定協議会に求めている「協議」事項とは「協議が調う」つまり議決されないと国として受け付けることができない事項のこと
- それと、地域(自治体)として協議(議決)が必要な事項(地域で合意しておくべき事項)は違うはず

例:

- タクシーをオンデマンド乗合交通(運賃は1人あたり)として運行・・・地域公共交通会議・運賃協議会での協議が必要
- タクシーを相乗り(運賃は1台あたり)とし、自治体補助で運賃を下げて運行・・・通常のタクシー運賃のままなら協議は不要

しかしどちらもサービスは同じようなもの。協議するのは当たり前では?

(考えてみれば、議会が予算を認めてくれないと実現しません!)

名古屋大学 加藤博和 2023/11/21

8

蛇足：私の提案

- 議事次第を「報告事項・協議事項・その他」を「報告事項・討議事項・協議(議決)事項」に再分類する
- 議論が自然に流れるような順序で議題を並べる(上記各事項を別々にするのをやめる)

→ 地域公共交通会議・法定協議会を、「国にやれと言われた手続を進める一環として、国に集めろと言われた人たちを集めて粛々と開催する」のか「地域に必要なものが何かを考え、それをどう実現するかを話し合い、具体的な内容を詰めるために、実際に頭も手足も動かしてくれる皆さんに集まっていたら、その中で国に求められた手続も行っていく」のか? どちらが、地域の忙しい方が集まっていたらことに報いるような、生産的で地域にとって役に立つ会議でしょうか?

名古屋大学 加藤博和 2023/11/21

9

最後に

- 今話したことは、地域公共交通会議等で説明する必要は一切ありません
- 大事ななのは「現場でいい公共交通をつくってみせること」だけ(コーディネーター・プロデューサーはそこに最後までこだわれ!)。「それに資するような話し合い」を地域公共交通会議等ですること
- そのために、今の内容は何の関係もありません

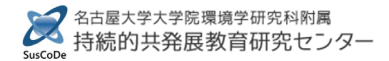
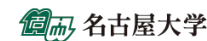
大事ななのは、議決することではなく、

しっかりと討議し原案を洗練した結果、合意することです

以上、地域公共交通会議の事務局、および運輸局の皆さん、注意願います

名古屋大学 加藤博和 2023/11/21

10



みなさん、ぜひ、地域公共交通を、そして地域を、
日本をよくするため、いまこそ決起しましょう!

Think Globally! 一所懸命
適材適所 Act Locally!

Nagoya Univ. Regional Strategy Lab.

加藤博和

検索

質問、問い合わせは下記で

kato@genv.nagoya-u.ac.jp Facebook: buskato

http://orient.genv.nagoya-u.ac.jp/kato/Jkato.htm